

当施設の利用に要する費用は、①介護サービス費、②住居費、③食費からなり、要介護度によって異なります。①介護サービス費は収入の段階に応じて1～3割負担、②住居費、③食費は原則全額負担であり、月額の日金は以下のとおりです。

ユニット型個室利用に要する費用（共通）

	利用者負担段階	①介護サービス費 (月額)1割負担の額	②住居費 (月額)	③食費 (月額)	日額	月額計算例 (30日で計算)
要介護5	第4段階	955	2,066	1,445	4,466	133,980
	第3段階(2)		1,370	1,360	3,685	110,550
	第3段階(1)		1,370	650	2,975	89,250
	第2段階		880	390	2,225	66,750
	第1段階		880	300	2,135	64,050
要介護4	第4段階	886	2,066	1,445	4,397	131,910
	第3段階(2)		1,370	1,360	3,616	108,480
	第3段階(1)		1,370	650	2,906	87,180
	第2段階		880	390	2,156	64,680
	第1段階		880	300	2,066	61,980
要介護3	第4段階	815	2,066	1,445	4,326	129,780
	第3段階(2)		1,370	1,360	3,545	106,350
	第3段階(1)		1,370	650	2,835	85,050
	第2段階		880	390	2,085	62,550
	第1段階		880	300	1,995	59,850
要介護2	第4段階	740	2,066	1,445	4,251	127,530
	第3段階(2)		1,370	1,360	3,470	104,100
	第3段階(1)		1,370	650	2,760	82,800
	第2段階		880	390	2,010	60,300
	第1段階		880	300	1,920	57,600
要介護1	第4段階	670	2,066	1,445	4,181	125,430
	第3段階(2)		1,370	1,360	3,400	102,000
	第3段階(1)		1,370	650	2,690	80,700
	第2段階		880	390	1,940	58,200
	第1段階		880	300	1,850	55,500

- ※ 食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。
- ※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。
- ※ 生活保護受給者のユニット型個室利用については市町村にご確認ください。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

◇入居者に共通して加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内 容 等	日 額	月 額
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置している場合	4	120
看護体制加算Ⅱ（ロ）	看護職員を基準数以上配置しており、病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合	8	240
夜間職員配置加算Ⅱ（ロ）	夜勤職員（介護・看護職員）を基準数以上配置した場合	18	540
サービス提供体制強化加算Ⅲ	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合	6	180
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護職員の処遇改善に取り組む事業者が算定 ※R6年6月～	所 定 単 位 数 13.6%	

◇該当者のみ加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内 容 等	日 額	月 額
初期加算	入居日から30日間、または病院などに30日を超える入院後の再入居の際に算定	30	900
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づき、治療食の提供が行われた場合 ※1食あたり6円	18	540
口腔衛生管理加算Ⅰ	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に口腔ケアを月2回以上実施		90
外泊・入院した際	月6日まで算定	246	
看取り介護加算Ⅰ	・死亡日45日前～31日前については1日につき72円 ・死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144円 ・死亡日の前日及び前々日については、1日につき680円 ・死亡日については、1日につき1,280円を死亡月に加算	72 144 680 1,280	
新興感染症等施設療育費	新興感染症のパンデミック発生時に、月1回施設で療養を行う場合 (月1回5日限度)	240	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	感染症が発生した場合に医療機関と連携し、療養や感染拡大予防をした場合		10 5
協力医療機関連携加算	協力医療機関の要件を満たす場合(R6年度) 協力医療機関との連携 〃 (R7年度) に際し、現病歴等の それ以外の場合 情報提供を行った場合		100 50 5
特別通院送迎加算	透析が必要な高齢者の通院の送迎を、月12回以上行う場合		594
退所時情報提供加算	医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合		250

◇その他の料金 希望者のみ(①から③以外の料金)

項目		内容等		料金			
理美容代		カット代		実費			
		パーマ・毛染め		実費			
日用品・教養娯楽費		希望により		実費			
電気代		居室にかかる電気代		下表参照（1日につき）			
テレビ	空気清浄機	冷蔵庫	電気毛布	携帯電話	ラジカセ	ラジオ	その他
80円	50円			30円			50円

- ※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊加算を算定します。
- ※ 外泊・入院時も住居費は発生します。負担限度額認定を受けている場合、月6日までは補足給付が支給されますが7日目以降は全額自己負担となります。